

先日、庭の隅に福寿草が咲いているのを見つけました。一年のうち、もっとも寒いこの時期に、暖かい黄色の花をみせてくれる福寿草。厳しい季節も、もう少しだから頑張っていて、と励ましてくれているようで、なんとなく気持ちが暖かくなりました。節分が過ぎれば立春。でも、春とは名ばかりの寒い日はまだしばらく続きます。群馬県内にもインフルエンザ流行のニュースが流れています。ノロウイルスによる嘔吐下痢症も油断できません。体調には充分お気をつけください。

今回は、＜医療費控除＞についてご説明させていただきます。

今年は土、日の関係で、2月18日(月)から3月17日(月)までの1ヶ月間が確定申告の期間です。住民税、所得税は個人の課税所得から計算されます。申告をすることで、その所得から控除を受けられるひとつに医療費控除があります。

＜医療費控除＞とは

納税者が、年間(1月1日～12月31日)に、自分または生計が同一である家族のために支払った医療費が、一定額を超える場合に、確定申告をすると税金が還付されます。

医療費控除の対象となる金額は、一年間に支払った医療費の総額から、保険などで補填される金額(生命保険からの給付金、健康保険から支給される療養費等)を差し引き、その金額から、10万円(総所得金額が200万円以下の方は所得の5%)を引いた金額です(最高額200万円まで)。実際にどのくらいの金額が還付されるかは、その人の所得税率によって違います。対象になった金額が還付されるわけではありません。

＜医療費控除＞の対象となる医療費

- ・ 医師、歯科医師による診療または治療費
- ・ 入院時の食事代
- ・ 治療のための、あんま、針、お灸代
- ・ 医師の処方による薬代
- ・ 入院や通院のための電車、バス代
- ・ 患者の世話をする家政婦代
- ・ 出産費用(不妊治療も含む)
- ・ 成人のおむつ代
- ・ 介護保険サービス費(施設入所は対象になりますが、在宅サービスは対象になるサービスとならないサービスとがあります。)

- ・ 人工肛門のストマ用装具代(医師の使用証明が必要)
- ・ 医師の処方箋に基づいた、治療用めがね代 など

< 手続きをおこなう時の注意点 >

- \* 医療費控除を受けるための手続きには、医療費の支出を証明する書類(領収書等)が必要です。また、給与所得者は、源泉徴収票(原本)も必要です。
- \* 成人のおむつ代については、概ね6ヶ月以上寝たきりで、医師の治療を受けている方のおむつ代が対象です。また、領収書の他に医師が記入した「おむつ使用証明書」が必要です。「おむつ使用証明書」の用紙は税務署、市町村の税務課、医療機関にあります。介護保険の要介護認定者で、主治医意見書に「寝たきり」かつ「尿失禁」の記載がある場合は、「おむつ使用証明書」に代えることができます。

以上、概略ですが、< 医療費控除 > についてご説明させていただきました。もっと詳しくお知りになりたい方は、市町村の税務課、地域の税務署にお問い合わせください。

(豆知識)

収入と所得の違いをご存知ですか？ 所得税や住民税は収入ではなく所得にかかります。おおまかには、収入から、必要経費を差し引いたものが所得だそうです。

何かわからない事、ご心配な事がありましたら、いつでも当院のソーシャルワーカーにお声をかけてください。

北関東循環器病院 地域連携室  
医療相談室

